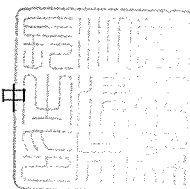


江津市告示第152号

江津市中小企業等エネルギーコスト削減対策支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年10月5日

江津市長 中 村



江津市中小企業等エネルギーコスト削減対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響下における、原油価格及び物価（電気、ガス料金を含む。以下同じ。）高騰への対応として、中小企業者が省エネルギー化を図るため、必要な生産設備等を導入する経費の一部に対して市が予算の範囲内で江津市中小企業等エネルギーコスト削減対策支援事業補助金を交付することに関し、江津市補助金等交付規則（平成2年江津市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又はこれと同等と市長が認める法人。
- (2) 製造業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）における大分類E（製造業）をいう。
- (3) 飲食サービス業等 日本標準産業分類（平成25年10月改定）における次に掲げる業種以外をいう。
  - ①大分類A（農業、林業）
  - ②大分類B（漁業）
  - ③大分類E（製造業）
  - ④大分類R（サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類93（政治・経済・文化団体）及び中分類94（宗教）

⑤大分類S（公務（他に分類されるものを除く））

（補助の対象者）

第3条 補助の対象となる者は次の各号の要件をすべて満たす法人又は個人とする。

- (1) 市内に事業所を有する製造業又は飲食サービス業等を営む中小企業者等。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 江津市暴力団排除条例（平成24年江津市条例第1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助の内容）

第4条 交付の対象である補助対象経費、交付の率及び補助上限額は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で同年度内に1回交付するものとする。

補助対象経費（消費税及び地方消費税の額を除く。以下同じ。）	原油価格及び物価高騰の影響による負担を軽減するための告示の公布の日以降の省エネルギー化に資する市内事業所での設備投資に関する経費。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、補助の対象から除くものとする。
交付の率及び補助上限額	補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切捨て）とし、製造業は40万円、飲食サービス業等は20万円をそれぞれ補助上限額とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（様式第1号）へ次に掲げる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 更新する設備機器の見積書
- (3) 更新する設備機器のカタログ等
- (4) 直近2期分の決算書の写し
- (5) 更新する設備機器等の「エネルギーコスト削減比較表」（様式第3号）
- (6) 既存設備機器の状況写真

(7) 市税に滞納がないことが分かる証明書（完納証明書）

(8) 履歴事項全部証明書の写し（法人）・確定申告書及び本人確認書類の写し（個人）

（交付決定の通知）

第6条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、申請者に対し、補助金等交付決定通知書（様式第4号）を交付するものとする。

（着手届及び完了届）

第7条 規則第10条の規定による着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付に係る事業（以下「補助事業」という。）完了後、速やかに補助事業等実績報告書（様式第5号）へ次に掲げる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 更新した設備機器の状況写真

(2) 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの

(3) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの

（交付額の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助金は、補助事業者が補助事業を完了した後において交付する。

2 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金等交付請求書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 交付決定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（調査の協力）

第11条 申請者及び補助事業者は、交付申請及び実績報告に際し、必要に応じて

市職員等による現地等調査を受けることとし、改善前の状況及び改善後の効果の確認に協力しなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 規則第16条に規定する制限の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(事業所の移転)

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者は、第12条の期間中に事業所を市外へ移転する場合には、補助金を全額返還しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条及び第13条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。